

甲府市子育て応援優良事業者表彰申告書

事業者名（ ）

過去3年間の実際に取り組んでいる項目について○をお付けください。また、項目に関係する資料にチェックをお付けください。

1. 子育てと仕事の両立支援のための制度の整備

大項目	小項目	取組内容	該当	関係資料
1. 子育てと仕事の両立支援のための制度の整備	1-1	次のうち、2つ以上の措置を講じている。（法定：最低1つの措置を講じなければならない） ①育児休業、産後パパ育休に関する研修の実施 ②育児休業、産後パパ育休に関する相談体制の整備（相談窓口設置） ③自社の労働者の育児休業、産後パパ育休取得事例の収集・提供 ④自社の労働者の育児休業、産後パパ育休制度と育児休業取得促進に関する方針の周知		☐ 会社案内 ☐ 社内規則、規約、規程、規定、社内基準、概要、計画 ☐ ホームページ、ブログ、SNSの記事 ☐ 新聞、雑誌、社内報の記事 ☐ その他（ ）
	1-2	次のいずれか又はすべてが法定を超えて利用できる。 ①育児休業（法定：子が1歳まで取得可能。以降、保育所に入所できない等の理由があれば1歳6か月、2歳まで延長可能） ②産前・産後休業（法定：産前6週、産後8週） ③子の看護等休暇（法定：小学校3年生修了までの子を養育する労働者が1年に5日（子が2人以上の場合は10日）まで取得可能）		
	1-3	子育て中の従業員の年次有給休暇の利用を促進する取り組みを実施している。		
	1-4	従業員及びその配偶者等の結婚・妊娠・出産・子育てについて、独自の特別休暇制度を導入している。 例：不妊治療休暇、子どもの行事のための休暇等。		
	1-5	次のいずれか又はすべてが法定を超えて利用できる。 ①所定外労働の制限（法定：小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者が請求した場合に、所定労働時間を超えて労働させてはならない） ②法定時間外労働の制限（法定：小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者が請求した場合においては、事業主は制限時間（1ヵ月24時間、1年150時間）を超えて労働時間を延長してはならない） ③深夜業の制限（法定：小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者が請求した場合においては、事業主は午後10時から午前5時（「深夜」）において労働させてはならない）		
	1-6	残業や長時間労働の削減に取り組んでいる。 例：ノー残業デーの実施等。		
	1-7	次の措置が法定を超えて利用できる。（法定：3歳から小学校就学始期に達するまでの子を養育する労働者が利用できる制度として、次のうち最低2つの措置を講じなければならない。） ①始業時刻等の変更（フレックスタイム制、始業・終業時刻の繰り上げ・繰り下げによる時差出勤） ②テレワーク、在宅勤務制度（1日の所定労働時間を変更せず、月に10日以上利用できるもの） ③保育施設の設置運営等（保育施設の設置運営その他これに準する便宜の供与をするもの（ベビーシッターの手配及び費用負担など）） ④養育両立支援休暇（1日の所定労働時間を変更せず、年に10日以上取得できるもの） ⑤短時間勤務制度（1日の所定労働時間を原則6時間とする措置を含む）		
	1-8	法定の個別意向聴取・配慮以外にも、両立支援に関する取り組みや制度を積極的に提供し、子育て中の従業員が自身の働き方について意見を申し出やすい環境等を整えている。 （法定：労働者が本人又は配偶者の妊娠・出産等を申し出た時と、子が3歳になるまでの適切な時期に、子や各家庭の事情に応じた仕事と育児の両立に関する事項（勤務時間帯や勤務地、両立支援制度等の利用期間、両立に資する就業の条件等）について、労働者の意向を個別に聴取するとともに、その意向について、自社の状況に応じて配慮しなければならない）		
	1-9	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定している。 （策定義務の無い従業員100人以下の事業者に限る）		
	1-10	従業員及びその配偶者等の結婚・妊娠・出産・子育てについて、独自の経済的支援を行っている。 例：出産祝い金、保育料補助、産休・育休中の手当等。		
	1-11	上記以外の特徴的な取り組みを行っている。		

2. 共育（トモイク）推進について（※共育（トモイク）：男女ともに仕事と家事・育児を両立し「共育て」に取り組めること）

大項目	小項目	項目内容	該当	関係資料
2. 共育（トモイク）推進について	2-1	男性従業員の育児休業（産後パパ育休を含む）の取得実績がある。		☐ 会社案内 ☐ 社内規則、規約、規程、規定、社内基準、概要、計画 ☐ ホームページ、ブログ、SNSの記事 ☐ 新聞、雑誌、社内報の記事 ☐ その他（ ）
	2-2	過去3年間における出産前後の女性従業員の継続就業率が8割以上である。 参考：継続就業率の政府目標値2030年までに80%（出産前有職者を100とした場合の、出産後における継続就業者の割合）		
	2-3	育児休業取得者の業務をサポートするための独自の取り組みを行っている。 例：育児休業中の従業員の業務をサポートする他の従業員に対し、特別手当などの支給等。		
	2-4	共育（トモイク）を推進する制度や取り組みを実施している。 例：男性の育児休業取得促進のために、情報提供・啓発活動やスムーズな復職に向けた支援を実施等。		
	2-5	事業所内において共育（トモイク）推進に繋がる講座・研修会等を開催している。 例：企業版両親学級の開催、共働き・共育てといった内容を盛り込んだ研修の実施等。		
	2-6	上記以外の特徴的な取り組みを行っている。		

3. 子育て環境づくりへの貢献について

大項目	小項目	項目内容	該当	関係資料
3. 子育て環境づくりへの貢献について	3-1	子育て家庭や妊産婦に配慮した空間を設置・提供している。 例：来客用の授乳室、ベビールーム、プレイルーム、ベビーベッド、多目的トイレ等。		☐ 会社案内 ☐ 社内規則、規約、規程、規定、社内基準、概要、計画 ☐ ホームページ、ブログ、SNSの記事 ☐ 新聞、雑誌、社内報の記事 ☐ 施設、行事風景の写真 ☐ その他（ ）
	3-2	「やまなし子育て応援カード事業」の協賛企業として登録し、子育て家庭支援に積極的に取り組んでいる。		
	3-3	職場内外において、子育て家族のコミュニケーションを図れる機会を提供している。 例：子連れ参加可能な社内イベントの実施等。		
	3-4	マタニティマークの提示、事業所内に子育て情報掲示板等を設置している。		
	3-5	子育て中の従業員等に対して、職場のリーダーや上司が子育てしやすい職場環境づくりを積極的に取り組んでいる。 例：イクボス宣言等。		
	3-6	上記以外の特徴的な取り組みを行っている。		

4. 地域の子育て支援活動への助成・協力等

大項目	小項目	項目内容	該当	関係資料
4. 地域の子育て支援活動への助成・協力等	4-1	子どもが参加する地域の行事、活動へ協賛等を行っている。 例：施設（部屋、駐車場等）の提供、物的、金銭的支援等。		☐ 会社案内 ☐ 社内規則、規約、規程、規定、社内基準、概要、計画 ☐ ホームページ、ブログ、SNSの記事 ☐ 新聞、雑誌、社内報の記事 ☐ 施設、行事風景の写真 ☐ 地域の子育て支援に関する依頼文、お礼文、感謝状等 ☐ その他（ ）
	4-2	子どもの交通事故防止活動や防犯活動等、安全対策の実施、協力を行っている。 例：「こども110番」への参加、通学路や公園等の清掃活動の定期的な実施等。		
	4-3	子どもの学習等を目的とした取組の実施、協力等を行っている。 例：会社見学、就業体験、子ども向けホームページの作成、子供向けパンフレットの作成等。		
	4-4	上記（4-3）以外の、子どもや子育て家庭向けのイベント、ワークショップ、講座等を開催している。		
	4-5	甲府市等行政との協働による子育て支援事業の実施、協力を行っている。 例：子育て支援に関する講演会、シンポジウム等。		
	4-6	上記以外の特徴的な取り組みを行っている。		